

中泊町農業委員会会議録

平成29年12月18日

中泊町農業委員会

平成29年度中泊町農業委員会12月定例総会議事録

1. 開催日時 平成29年12月18日（金） 午後14時00分～午後15時00分

2. 開催場所 中泊町役場別館研修所

3. 出席委員（11人）

会 長	15番	松坂龍美		
会長職務代理者				
委 員	2番	神 良 一		
	4番	外 崎 満 幸	5番	葛 西 徳 男
	6番	長 利 弘 貴	7番	大 川 新 造
	8番	葛 西 誠	9番	大 川 賢 一
	10番	長 利 弘 明	11番	澤 田 健 吾
	12番	野 上 喜代次		

4. 欠席委員（3人）

委 員	14番	松 田 耕 司	13番	木 村 巧
	3番	鈴 木 誠 一		

5. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名

第3 【報告】

報告第11号 農地法第18条第6項による通知書について

報告第12号 農地使用貸借の合意解約書通知書について

報告第13号 農地移動あっせん委員会の結果について

第4 【議案】

議案第26号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第27号 中泊町農用地利用集積計画の決定について

議案第28号 中里農業地域振興整備計画の変更案について

協議事項

1) 業務予定

2) その他

6. 農業委員会事務局職員

局 長 三 上 晋 一

次 長 竹 谷 覚 夫

総括主幹 開 米 るみ子

主 幹 打 越 賢 一

7. 会議の概要

事務局

ただいまから、平成29年度中泊町農業委員会12月定例総会を開会いたします。

本日、出席委員は14名中11名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松坂会長にお願いいたします。

はじめに、松坂会長よりご挨拶をお願いします。

会長

本日は、お忙しい中、定例総会にご出席いただきましてありがとうございます。

議長

これより議事に入ります。まず、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。

会期は本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

ご異議なしと認め、会期は本日一日限りと決定いたします。

次に、日程第2の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。中泊町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

それでは、議事録署名委員は、5番葛西徳男委員、6番長利弘貴委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員開米総括主幹と打越主幹を指名いたします。

以上で日程第2を終わります。

それでは、日程第3の報告第11号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第11号

事務局

3ページをお開きください。報告第11号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」農地法第18条第6項の規定による通知書について、次のとおり報告する。
平成29年12月18日提出 中泊町農業委員会会長。

今月の賃貸借の合意解約は11件ございました。内容については資料の方をご覧頂きたいと思っております。報告は以上です。

議長

ありがとうございました。ただいまの報告第11号について、何かご質問等ございませんか。

(質問無し)

議 長 無いようですので、報告第12号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第12号

事務局 26ページをお開き下さい。報告第12号「農地使用貸借の合意解約通知書について」農地使用貸借の合意解約書について、次のとおり報告する。
平成29年12月18日提出 中泊町農業委員会会長。

今月の使用貸借の合意解約は1件ございました。内容については資料をご覧頂きたいと思えます。報告は以上です。

議 長 ありがとうございます。ただいまの報告第12号について何かご意見等ございませんか。

(質問なし)

議 長 無いようですので、報告第13号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第13号

事務局 30ページをお開き下さい。報告第13号「農地移動あっせん委員会の結果について」農地移動あっせん委員会（平成29年11月実施分）の結果について、次のとおり報告する。
平成29年12月18日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。11月分の農地移動あっせんの申出は10件ありましたが、申出者の都合により2件が取りやめになっております。内容については、農地移動あっせん申出一覧表をご覧頂きたいと思えます。以上で報告を終わります。

議 長 ありがとうございます。ただいまの報告第13号について、何かご質問等ございませんか。

(質問なし)

議 長 無いようですので次に議案の審議に入ります。

◎ 議案第26号

議 長 議案第26号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局 33ページをお開き下さい。議案第26号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により、下記のとおり許可申請の提出があったので審議を求める。平成29年12月18日提出 中泊町農業委員会会長。

議 長 議案第26号について、受付番号37番から40番に関係する農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

長利弘貴
委員 6番長利弘貴です。
それでは報告いたします。去る12月1日、私と葛西徳男委員、事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法施行令第3条申請は所有権移転が4件ございます。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められます。以上ご報告いたします。

議 長 ありがとうございます。それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事 務 局 今月の農地法第3条の許可申請は、受付番号37番から40番の4件ございました。内訳は、贈与が1件、農地移動適正化あっせん事業による売買が3件です。

受付番号37番は、宮川字種取地内の2筆の田7,258平方メートルの親子間の全部贈与です。譲受人は、譲渡人同様に米の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

す。受付番号38番は、田茂木字若宮と豊岡字三笠の3筆の田10,868平方メートルの農地移動適正化あっせん事業による売買です。譲受人は農地所有適格法人で農地取得により経営規模拡大を図りたいとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

す。受付番号39番は、豊岡字三笠地内の1筆の田2,919平方メートルの農地移動適正化あっせん事業による売買です。譲受人は農地所有適格法人で農地取得により経営規模拡大を図りたいとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

事務局

受付番号40番は、豊岡字三笠地内の1筆の田1,997平方メートルの農地移動適正化あっせん事業による売買です。譲受人は農地所有適格法人で農地取得により経営規模拡大を図りたいとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われます。

受付番号37番から40番について、別紙の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

何かご質問等ございませんか。

(質問なし)

議長

ないようですので、お諮りいたします。議案第26号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

異議がないようですので、議案第26号は原案のとおり決定いたします。

◎ 議案第27号

議長

続きまして、議案第27号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

38ページをお開きください。議案第27号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので決定を求める。平成29年12月18日提出 中泊町農業委員会会長

次のページをお開き下さい。それではご説明いたします。平成29年12月12日付け中農政第265号で、中泊町長より当農業委員会会長あてに農用地利用集積計画の決定について意見を求められておりますので、その内容について順次ご説明いたします。

41 ページをお開き下さい。申請内容は、所有権移転が3件です。内訳は公益社団法人あおもり農林業支援センターのの買入が3件となっています。

受付番号24番は、あおもり農林業支援センターの買入です。
関係農地は、中里字宮川の農地1筆、地目は田、面積は8,026㎡です。売買価格は240万円です。対価の支払い期限は平成29年12月26日を予定しております。

受付番号25番は、あおもり農林業支援センターの買入です。
関係農地は、中里字宝森と宮川字種取の農地6筆、地目は田、面積は14,640㎡です。売買価格は797.8万円です。対価の支払い期限は平成29年12月26日を予定しております。

受付番号26番は、あおもり農林業支援センターの買入です。
関係農地は、今泉字布引の農地5筆、地目は田、面積は7,347㎡です。売買価格は140万円です。対価の支払い期限は平成29年12月26日を予定しております。

所有権の移転については以上です。

50 ページをお開き下さい。今月の利用権設定は再設定が6件で面積は60,793平方メートルです。

受付番号66番は再設定で、設定する農地は富野地内の1筆の「田」6,374平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米3俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号67番も再設定で、設定する農地は尾別地内ほか1筆の「田」9,341平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号68番も再設定で、設定する農地は中里地内の2筆の「田」6,215平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の物納、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

事務局

受付番号69番も再設定で、設定する農地は大沢内地内の5筆の「田」20,002平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米2.5俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号70番も再設定で、設定する農地は田茂木地内の2筆の「田」7,810平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は全部で米6俵の物納、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号71番も再設定で、設定する農地は中里地内の2筆の「田」11,051平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

議長 何かご意見等ございませんか。

(質疑・意見なし)

議長 ないようですので、お諮りいたします。議案第27号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議がないようですので、議案第27号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第 28 号

議 長

続きまして、議案第 28 号「中里農業振興地域整備計画の変更案について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局

54 ページをお開き下さい。議案第 28 号「中里農業振興地域整備計画の変更案について」当該計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので意見を求める。

平成 29 年 12 月 18 日提出 中泊町農業委員会会長

次のページをお開き下さい。平成 29 年 12 月 5 日付、中農政第 210 号で中泊町町長より当農業委員会会長あてに中里農業振興地域整備計画の変更案について意見を求められておりますので、その概要についてご説明いたします。

事業計画によりますと農振農用地区域内にある中泊町大字中里字宝森地内の 1 筆の「田」、面積が 337 平方メートルの敷地に、農作業場と農機具の格納庫を建設したところ、農業振興地域整備計画を変更認可後に農地転用の許可を得てから工事を着工すべきところ、許可無く事前に着工してしまったとのことです。

申請地は中泊町中央公民館から北方向へ約 300 メートルほど離れた、東側、北側は宅地、南側は農地、西側は国道 339 号小泊道に隣接する農地であります。今回の変更申出は、土地の所有者、利用者が自己用の農業用施設のように供するために、その土地を農用地区域から除外する場合で軽微な変更該当すると思われます。以上の事業内容、概要から問題ないものと思われます。

以上、中里農業振興地域整備計画の変更案についての説明とさせていただきます。

議 長

ありがとうございました。これより質疑にはいります。

議 長

何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議 長

質疑もないようですのでお諮りいたします。議案第 28 号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長

異議もないようですので、議案第 28 号は原案のとおり決定いたします。

議 長

議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明してください。

事 務 局

それでは、報告・協議事項について説明申し上げます。

1) 業務予定

2) その他

(資料に基づいて、内容説明)

議 長

以上で、本日の報告事項及び議案の審議ならびに協議事項はすべて終了いたしました。

その他の件について、委員から何か意見ありませんか。

議 長

それでは、以上をもちまして、平成29年中泊町農業委員会12月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成29年12月18日

農業委員長

署 名 委 員

署 名 委 員
